

平成25年 第1回

川西市教育委員会（定例会）会議録

川西市教育委員会

会議日程・付議事件	1
出席委員	2
説明のため出席を求めた者	3
会議録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 23

会議日程・付議事件

会議日時 平成25年1月17日(木) 午後2時

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		会議録署名委員の選任	
2		前回会議録の承認	
3	議案第1号	川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について	
4		諸報告	

出席委員

委員長 松 榮 徹

委員長
職務代行者 尾 市 雅 子

委員 加 藤 隆一郎

委員 磯 部 裕 子

教育長 牛 尾 巧

説明のため出席を求めた者

教育振興部長兼学校教育室長	泉	廣 治
総務調整室長	船 曳	則 之
教育振興部参事(施設課担当)	源 田	昌 弘
教育支援室長兼教育情報センター所長	松 田	康 宏
教育振興部参事兼青少年センター所長	上 中	敏 昭
社会教育室長兼文化財資料館長	岡 野	慶 隆
中央図書館長	岸 本	育 子
中央公民館長	渡 瀬	順 之
教育振興部参事兼生涯学習センター所長	中 定	久 紀
教育総務課長	山 澤	茂
教職員課長	樋 口	大 造
施設課長	橋 本	隆 司
学校教育課長	若 生	雅 史
学務課長	中 西	哲
中央公民館主幹	高 橋	裕美子
教育情報センター所長補佐	山 本	公 男

会議録作成者

教育総務課主任	岸 本	匡 史
---------	-----	-----

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 1	川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部 を改正する規則の制定について	25.1.17	25.1.17	可 決

[開会 午後 2 時]

- 松榮委員長 それでは、只今より、平成 2 5 年第 1 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。
- 松榮委員長 まず始めに、「本日の委員の出欠」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局からご報告をお願いいたします。
- 教育総務課長
（山澤） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
本日は、説明のため出席を求めた者は全員出席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 松榮委員長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。
- 松榮委員長 これより日程に入ります。日程第 1「会議録署名委員の選任」を行います。委員長において、尾市委員、磯部委員を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。
- 松榮委員長 では次に、日程第 2「前回会議録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 2 0 回定例会及び第 2 1 回臨時会の会議録の写しをお手元に配付しております。事務局からご説明をお願いいたします。
- 教育総務課長
（山澤） それでは、まず第 2 0 回定例会の会議録につきまして、ご説明申し上げます。
まず、1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席委員を、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに審議結果を掲載してございます。会議録につきましては、5 ページからでございます。会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。また、第 2 1 回臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただきます。
最後に署名委員の署名ということで、第 2 0 回定例会については尾市委員、加藤委員に、第 2 1 回臨時会については加藤委員、磯部委員にご署名を頂戴しております。
以上でございます。

松榮委員長 ありがとうございます。
説明は終わりました。只今のご説明について、質疑はございませんか。

松榮委員長 それでは、お諮りいたします。第20回定例会及び第21回臨時会の会議録につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

松榮委員長 はい、ご異議なしと認めます。よって、会議録につきましては、承認されました。

松榮委員長 では次に、日程第3、議案第1号「川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長 (山澤) それでは、議案第1号「川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。
本案は、教育委員会事務局の組織を改正するに伴い、関係する規則を改正する必要があるので、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めようとするものであります。
8ページをお開き下さい。組織の改正についてでございますが、上段に現在の組織図、下段が改正後の組織図案となります。学校教育室と教育支援室を統合し、学校教育課を「学校指導課」と名称を変更し、学校教育室に新たに生徒指導を一元的に支援する組織として「生徒指導支援課」を設けようとするものでございます。
規則の改正内容については新旧対照表でご説明させていただきます。5ページをお開きください。第2条の表の改正で「教育支援室」を「学校教育室」に統合し、現行の「学校教育課」を「学校指導課」に名称変更し、「学校教育室」に新たに「生徒指導支援課」を設けます。第7条の学校教育課の項では、分掌事務から生徒指導に関するものを削除し、課の名称を学校指導課と改めます。次に、生徒指導支援課の分掌事務として「学校及び幼稚園に対する生徒(児童及び園児を含む。)指導の支援に関すること」「体験教育の推進に関すること」を規定いたします。6ページをお開き下さい。学務課の項の第12号中「課及び学校教育課」を「課、学校指導課

及び生徒指導支援課」に改めます。次の教育支援室の項は削除いたします。別表では、教育情報センター、青少年センターを管轄する室を教育支援室から学校教育室に改めます。

3ページにお戻りください。付則とありますが、第1項は施行期日となります。本規則は平成25年4月1日付で施行しようとするものであります。

第2項から第5項ですが、事務分掌規則を改正することにより、改正が必要になる規則がございますので、それらの規則について付則で改正しようとするものでございます。

6ページをお開き下さい。付則第2項は川西市教育委員会事務処理規則の一部改正になりますが、新設の生徒指導支援課の事務処理について規定しております。また、同規則中の「学校教育課」を「学校指導課」と改めています。7ページをお開き下さい。同様に第3項で川西市心身障害児就学指導委員会規則、第4項で川西市青少年センター設置条例施行規則、第5項で川西市教育情報センター設置条例施行規則においても室の統合、課の名称変更に伴い、各規則中の名称を改正するものでございます。

なお、事務局等の組織等に関する規則を改正しようとする場合、地方自治法第180条の4第2項の規定により、市長に事前協議を行う必要がありますが、平成24年12月26日付で教育長より事前協議を行い、平成25年1月4日付で申し出のとおり承認する旨の回答をいただいております。9ページに写しを添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松榮委員長

ありがとうございました。

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんでしょうか。

教育振興部長
(泉)

委員長、少し補足をさせていただきたいと思います。

これまで生徒指導に関しましては、学校教育課のほうで全体を把握するという形で行ってまいりました。しかしながら、今年度になりまして、大津の事件をはじめとするいじめの問題が非常にクローズアップされ、また、川西市の学校教育の中で非常に大きなウエートを占めています不登校の問題につきましても、なかなか解決に向けた道筋が見えない。さらには、12月に入りまして、大阪市立の高等学校のほうの自殺があって、年を明けてみますと、その背景には体罰があったと、こういうようなことで、子どもたちの生徒指導にかかわります、こう非常に大きな問題が相次いで起こる中で、やはり学校の生徒指導に対する市民皆さんの不信というものが非

常に大きくなっているということが1点ございます。

それともう一つは、これも何度か委員の皆様方にもご報告をさせていただきましたが、今年度に入りまして、公立中学校の生徒の逮捕事案というものがかなり多くなってきている。ひところのように、学校がいわゆる「荒廃している」という言葉であらわされるほどではございませんけれども、やはり自分自身を律することのできない、そういった力の弱い子どもたちがかかり目立ってきているという現状がございます。

そういう中で、今までは、どうしても生徒指導が、処的あるいは予防的ないわば消極的な生徒指導に偏っていたのではないかと。もう少し学校を一元的に教育委員会として積極的に支援しながら、その中で学校の生徒指導力をもう少し高めていく、そういうような手だてが必要になってきているのではないかとというような判断の中で、今後、予防的な対応あるいは処的な生徒指導、これらを連動させる中で、開発的な生徒指導といえますか、いわゆる積極的な攻めの生徒指導をもう少し展開していく必要があるだろうということで、今回、学校教育課の中から生徒指導に関するものにつきまして「生徒指導支援課」という形で独立をさせるという形で新設をすることといたしました。

特に生徒指導につきましては、大きくは4つの部分での迫り方が必要になってくるだろうと。一つは、冒頭、教育委員長のお話の中にもございましたように、やはり子どもたちの心をどういうふうに育てていくのかという部分、それともう一つは、その問題行動への組織としての対処という問題がございます。また、子どもたちを育むのは、学校だけではなくて、家庭、地域、3者が連携をしながら、いかに子どもたちを育てていくかというところで、地域との連携・協力ということも必要になってまいります。また、教育相談の充実ということも当然そこには必要になってまいります。

そういうことから鑑みまして、生徒指導支援課を中心に学校教育の部分、さらには青少年センターの所管する部分、それから教育情報センターの所管いたします機能、こういったものを生徒指導支援課が中心になりながら連携を図っていくというような形で、新たな生徒指導の体制を構築していきたいということで、今回、こういう組織改正をご提案させていただいているところでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

松榮委員長

ありがとうございます。

補足説明をしていただきましたけども、お聞きになられて、感想ないしご提言はございませんでしょうか。

松榮委員長

それでは、ご質問申し上げます。この生徒指導支援課ですが、組織として新しくつくられる、この趣旨はよくわかりましたけども、それでは、実際には、現状の委員会の中の人たちの配置転換でされようとしているのか、新たな、特にそういうことにすぐれた、例えば退職校長のお力を借りるとか、そういうことを考えておられるのか、具体的にはどのような方々で、また、その方々が実際に学校現場に入られるのか、それとも学校の管理職を通じて指導の援助をされるのか、具体策はどのように考えておられるのでしょうか。

教育振興部長
(泉)

私どもの考え方としましては、生徒指導支援課の創設とともに、校長のOBなどを中心にした学校支援チームというものを創設しながら、学校の危機的状況が発生したときには、それらを人材の派遣というようなことも含めて対応をしていきたいということで、予算要求並びに人員の要求等を今現在行っているところではございますけれども、なかなか増員ということが難しい状況でございます。といいますのは、事務局の職員数は削減されていく方向で、増員どころではないという状況が現実になっておりますので、支援チームの創設というのは若干難しいかと。

ただ、生徒指導支援課という独立した組織をつくることによりまして、青少年センターとも連携しながら、その職員が暫時、例えば、緊急事態が発生したときには学校へ派遣し、学校で学校長と連携しながら事の対処に当たるというようなことも可能になるのではないかとというふうに、積極的にその部署の機能を活用していきたいというふうには考えているところでございます。

松榮委員長

発言させていただきますけども、現状の現有勢力で、十分ではないですけども、それぞれの学校現場も、教育委員会も今まで力いっぱい尽くしてきておられて、なおかつそれになかなか十分子どもたちを指導し切れな部分があるんです。子どもたちの状況が、家庭的な問題が大きくあると思うんですけども、その際に、組織の変更だけではなかなか対応し切れないと感じるんです。その点、人員削減を迫られているということで、人員の増が無理ということであれば、もうボランティアしかないですね。退職校長先生ないしはそういう見識をお持ちの相当なレベルの方でない、難しい子どもたちの対応は現実には非常に難しい状況があって、この現状になっているのだから、その辺をもう少し掘り下げて、ボランティアを募る方向の問題点とか、ないしは少しでも交通費でもお出しできるのかどう

かというようなことも踏まえて、もう少し検討し、実効性のあるように進めていただければと感じますけども、その点は、同じお考えだと思いますけども。

教育振興部長
(泉)

やはり生徒指導という問題に当たりますときに、例えば、非社会的な子どもたち、いわゆる不登校であったりとか、あるいは学校に行ってもなかなかなじめないと、こういう子どもたちへの対応というのは、比較的ボランティアと呼ばれる範疇の中で対応し切れることは、ある程度できるわけですが、反社会的な部分になってまいりますと、当然そこに対峙する中で、やはり暴力的な場面というようなものも生まれてまいりますので、なかなかボランティアという枠組みの中では難しかりょうというのが現状かなあというふうに思っております。

ただ、昨今の教育委員会制度への批判の中でも、「動かない教育委員会」、これは教育委員会というよりも、その事務局も含めて、風評ではありますけれども、そういった批判の中で、やはり積極的に学校を指導する立場として、どう学校とともに子どもたちと向き合えるのかというような道筋はつけていかなければ、さらに我々の側、いわゆる事務局の側が後手に回っていくというようなことも考えられますので、一定やはり組織を改編する中で、一つ部署が増えるということは、それだけ各それぞれの所管部署の力をそぎながら新たな組織をつくるわけですので、非常にしんどくはなりますけれども、そこは乗り越えなければならぬ課題というふうに割り切って我々も臨む必要があるのかなあというのが、最終的な今回の改正に至った根拠というところでございます。

松榮委員長

なるほど。もう少し発言させていただきます。

この方向は正しいと思います。それでしっかりできる範囲で頑張っていたきたいと思います。ただ、子どもたちの様子を見ていますと、中学校になってからでは、難しい場面になった子をさらに指導ということは非常に難しい状況に思われます。ただ、幼稚園、小学校の前期・前半を見ますと、非常に皆、素直にきている。それでは、やはりその過渡期、どの辺でそういう方向になるかということ、やはり小学校の前半ないし中盤ぐらいから問題になってくるのかなあと感じているので、そのあたりの教育、心の教育ですね、それと規範意識の辺をもう少し踏み込んで強化していかれることのほうもあわせてやられることが重要かと思うんです。だから、そこらあたりのカリキュラムというか、外部の力ないしはそういうものを借りてでも、時間の余裕があれば、そういう教育を少し取り入れていかれるべきだ

と感じております。その点については、いかがお考えでしょうか。

教育振興部長
(泉)

今、委員長のおっしゃった内容というのは、非常に重要なことだと考えております。今現在、事務局として進めている一つの方向として、幼小中の連携強化ということをまずメインに置きながら、すべての施策の展開を進めているところでございます。

幼小中の連携といいますと、ついついカリキュラムの統合であったりとか、あるいは、いわゆる「小1プロブレム」「中1ギャップ」の解消というような、対処的なところに目が向きがちですけれども、そうではなくて、やはり生徒指導上の例えば学校のルールであったりとか、あるいは物事を運ぶときの共通した認識であったりとか、そういったものも小中の中で連携をとっていただきながら、どう小さな芽の間に摘んでいくのかというようなところにもこの支援課のほうがかかわっていけないのではないかと。それともう一つ、青少年センターが、近年、非常に学校との連携をうまくとってくれております。また、青少年センターと警察との連携というようなところも含めて、非常に頼りに学校のほうがしておるところもございまして、いわゆる学校外の組織、学校外の方々との連携の部分については青少年センターが中心になる。それから、学校の教育的な内容の中では学校指導課が中心になる。そして、生徒指導に特化したそういった連絡調整に当たる部分については生徒指導支援課のほうを中心になるというような形で、それぞれがそれぞれの持ち分の中で最も重点的に取り組める部分で連携していけないのではないかなあと。そういう中で、今、委員長がご懸念になられたようなことについては対応していけないのではないかなというふうに考えているところでございます。

松榮委員長

ありがとうございます。
ほかにご意見等ございませんでしょうか。

尾市委員

生徒指導支援課の中に4つ分かれているとおっしゃっていて、一つに、子どもたちの心を育てるという内容が入っていたと思うんですけれども、それは今までもずっとされてこられたことだと思うんですけれども、今までとこれからの違いは、どういうところにあるんでしょうか。

教育振興部長
(泉)

やはり心を育てる、言葉で言うのは簡単なことなんですけれども、なかなか実態、心の実態というものが我々の目には見えてこないものですので、ついつい全体的な子どもの成長の中での心というとらえ方であったかなあ

と。これが、生徒指導支援課を一つつくることで、学校指導課とはまた違った視点から子どもの心の成長ということを見ていけるのではないかなと。また、青少年センターのほうは、例えば、警察であったりとか、そういう外部機関との連携の中で子どもたちのありよう、それから、情報センターのほうは、子どもたちのそういった心の悩みであったり、それを抱えている保護者のフォロー、支援というような立場で子どもにかかわるといような形で、その重層的な子どもの心へのかかわり方が今後、可能になってくるのではないのかと。やることについては、今までと大きく変わるかという、やはり変わりはないだろうと。それを、やはり立ち位置、視点を変える中でももう少し膨らますことができるのではないかというような期待を抱いているところでございます。

磯部委員

今回の組織改正に関しては、とても積極的な取り組みで、素晴らしいものと理解しております。内容に関しては、先ほどからの委員長と振興部長との質疑応答の中でおおむね理解はしているのですが、少し確認をさせていただきたいと思います。今までは対処的で消極的な対応しかできていなかったかもしれないが、これからは生徒指導に関しては積極的な姿勢で取り組んでいきたいというご発言がございましたが、何かあったときに支援チームというのを積極的に送り込むということだけではなく、先ほど、尾市委員からも、委員長からもございましたが、問題が小さなときに何か解決ができるとか、問題が起こらないように何か働きかけをしていく。また、心を育む、地域との連携、家庭と学校との連携を強化するとか、保護者からの教育相談にも積極的に乗っていくなど、生徒指導に至る以前のところにおいても積極的な姿勢で取り組むということで間違いはないでしょうか。

教育振興部長
(泉)

当然のことながら、これまでも子どもたちに対する生徒指導というのは非常に積極的には行ってきたというふうに我々は自負しております。しかしながら、やはりそういった我々の努力なり、学校の努力というものが、なかなか市民の皆様が目に見えてこないというのも一つあるのかなと。そういう部分を見る化の対処ということもあって、新たな組織づくりをしながら、より幅広く啓発することも可能になってくるだろうというふうに考えております。

それともう一つは、例えば、委員長が言われたように、小学校の中学年から高学年にかけてのころに起こり得る小さな芽というものに対して、やはり小学校の先生方は、6年生で一つの区切りをつけますので、なかなかその先にどういうふうな大きなものに発展していくのかというイメージで

すね、これが具体的に湧いてこない部分というのも正直でございます。言葉ではわかっている、あるいは状況ではわかっているんだけど、このことがどうつながっていくのかというところが、なかなかイメージできない。それに対して、中学校のほうは、その結果として大きくなった部分というのに対しては非常に敏感なんです、さらに中学校に入る前の小さな芽というのがどこから出てきているのかというのをやはりイメージすることも若干難しい部分がある。この2つのこのギャップをどういうふうにつないでいくのかというのが、小中連携というところにも少し入ってまいりますけれども、その生徒指導面での連携というところも、この生徒指導支援課を中心に具体的にそういった機会を持つというようなことも含めて、連絡の機会を持つということも含めて対応をしていきたいなというように考えておるところでございます。

磯部委員

ありがとうございます。

今までも積極的に取り組まれているご様子というのは、ご説明の中で十分わかりますが、市民の皆様にご理解いただけない、見えていない部分もあったかもしれないということをおっしゃっていたので、ぜひこの組織改正に伴って、川西市の教育委員会や、教育行政が積極的に取り組んでいる内容や状況を市民や保護者の皆様、地域、学校に対して、見える化というところにも少し力を入れていただければ、さらなる連携づくりに役立ったり、様々な部分で相乗効果が上がってくると思いますので、よろしく願いいたします。

松榮委員長

やはり広報にもう少し紙面を確保してもらっていただきたいというのが過去からのお願いなんですけれども、せめて2ページ分ぐらいは毎月の広報に学校関係ないしは生涯学習の部分が載ってこない、ちょっとバランスが悪いように思うんですけど、もう少し強硬な申し入れをしていただくわけにいかないんでしょうか。

教育振興部長
(泉)

実は、先日も教育長のほうから広報のほうに何とか紙面をもう少し割いてもらえないかというお願いもしていただいているんですけども、現在、事実上各部取り合いの状態になっております。そんな中で、単発的な紙面増ということは可能なんです、逆に、単発的な紙面増を獲得しますと、今、年に2回挟み込みで入れております「川西きょういく」というページがございますけれども、あのページがどうも予算的に削減される可能性がある。どちらを守って、どちらを取るのかというところで、今、総務調整

室とも判断に苦慮しているところなんですけれども、ページを単発的にたくさん取りました。ところが、その年2回の挟み込みがなくなりましたということになってしまうと、逆に後退してしまいますので、そのあたりは、もう少し戦略的にどういうページの獲得の仕方がいいのかというのは、もう少し考えさせていただけたらなあというふうなところで、今、船曳室長とも相談しているところなんですけれども、なかなか難しいところです。

もう一つ、公民館が、毎月、講座の連絡をさせていただいているんですけれども、これは、やはり非常に市民の皆さんにとっては大きな媒体になっておりまして、いわゆる公民館の講座案内という冊子を見て来られる方、それから広報を見て来られる方、今、半々ぐらいの状態ですので、例えば、恒常的なページを学校教育に割きますと、いわゆるその講座案内のページが削られてしまうというような、どうしても出し入れが起こってまいりますので、少し今のところ難しいかなというのが現状ですけれども、また間断なく要求はしていきたいと思っております。

松榮委員長

ありがとうございます。

加藤先生、いかがでしょうか。

加藤委員

今回の改正の心はというと、要するに、見える化のための一元管理だと思うんですね、結局ね。今まではばらけてしまっていたところ、ばらけてないんですけどね、やっていることは一緒なんですけれど、それを一元に持ってこようというのが一番だと思うんです。その考え方からいうと、例えば、外部にね、人員が足りないので外部に求めてもいいんですけども、まず始めは、僕は、少なくとも、窮屈でも、仕事が多くても、ある程度どんなふうにして持っていくかという形をつくった後で外部から呼んでこない、それぞれ皆さん教育者であるからには、それぞれの対処方法が、生徒指導はだれに聞いても必ず違いますから、きっとね。だから、そうなったときには、そこをやっておかないと、一物多価になる可能性があって、ならないと思いますけども、始めのうちは、僕は、固まるまでは、いろんな組織を持ってきて人海戦術に持っていくというのは余り賛成ではありません。

それと、部長も言われたように、新しい手だてということに関しては、そんな新しい手だてが今までにあるのであれば、とっくにこの問題は解決しているわけであって、この長年にわたって解決しないということは、地道に今までやってきたことを続けるしかないわけですね、ということだと思うんですね、話を聞いて。だから、今までよりも何か変わったことの提

案があれば、またいずれ教えていただきたいと思うんですが。

あとは、事務的なことで、ここで協議して、課を増やすことを決めて、いつごろ決まるのかというのが一つと、その後、決まった後に、新しく、この新しい課におけるプログラムというものは作成はされるご予定だとは思いますが、それは今までと変わらない内容であったにしても、どのように持っていくかというプログラムは必要だと思いますし、それを、場所は別にホームページでも広報でもいいですけど、学校現場にも、こんなふうなスタイルで進めることになったということを伝えることがあるんだと思うんですが、その策定というのは、いつごろのご予定にされているのかと思います。

総務調整室長
(船曳)

いわゆる手続として、教育委員会というのは、いわゆる市長部局、市長の直接の配下ではございません。教育委員会という行政委員会を構成していますので、その組織を改正するという権限も教育委員会に任されています。ただ、先ほど教育総務課長の提案説明でありましたように、協議はしないとイケない。だから、事前協議をさせていただいて、了解をもらうということは手続上要りますけれども、単独で組織改正をするということになります。今回提案させていただいて、教育委員会規則としてこの改正がされ、これを、施行が25年4月1日になっていきますけれども、当然手続としては公布をいたします。基本的には、規則を承認いただければ、直ちに公布はさせていただく予定にしていますので、そういう意味では、基本的には、その組織改正、4月1日から変わりますよというのは、オープンになると。

ただ、基本的に、あと、現実的な手続として議会にも当然お知らせをする必要もございます。これにつきましては、教育委員会が改正するのはオーケーなんですけれども、来年度の予算の編成過程の中で、予算のあらまし等々を議会に知らせる機会がございますので、その予算のあらましの中に組織改正をしますよということを一定お知らせをします。ただ、当然意見を言ってどうこうという権限は議会にはございませんので、教育委員会に単独の権限がございますので、お知らせという形の中で議会にもオープンにしますし、最終的には、市も今回、第5次総合計画に向けて大きく組織改正をしておりますけれども、それとあわせた形の中で、4月以降、当然市民に対して周知も図っていく。当然教育は教育として、加藤委員のご指摘のように、ホームページ等々も含めて、校長会を含め、学校に定着をさせるということは手続として必要かと思っています。

以上です。

松榮委員長 「セオリア」なんかは、従来どおり、これの表でいけば、教育振興部の教育情報センターのほうで今後も管理されるんですか。

教育振興部長
(泉) 「セオリア」につきましては、所管を青少年センターのほうに今回、移したいと考えております。といいますのが、青少年センターの設置条例の中に「不登校に関すること」というのが実はございます。ただ、今まで、青少年センターが、以前は教育委員会の青少年課というところにございました。ところが、青少年課のほうが市長部局のほうへ行き、青少年センターだけが残ってしまったというような状況の中で、教育委員会がそれまでから持っておりました教育研究所からずっと流れております教育相談部門の延長線上にセオリアを置いてきたという経緯がございますので、今回、思い切って青少年センターのほうに不登校問題の対応ということで所管を移して、新たな運営に当たっていきたいというように今、考えているところでございます。

松榮委員長 そうしますと、教育情報センターのほうは、先生方の講習会とか、そういうことを主にしていく形になるんですか。

教育振興部長
(泉) そうですね。教職員研修、それから学校のいわゆる授業力向上に向けたさまざまな支援、それと保護者、子どもたちのその教育的なあるいは成長の悩み相談、そういったものを中心に教育情報センターが対応をします。それから、青少年センターのほうが、実際の子どもたちへのかかわり、あるいは警察等関係機関との連携強化というようなところを持っていただく。また、地域の補導委員さんなんかも含めて、地域で子どもたちを育むための組織化、そういったことに力を発揮していただくというような形で、この両センターには対応していただくように持っていきたいというように考えております。

松榮委員長 わかりました。
ほかによろしゅうございますか、この件につきましては。

(「はい」の声)

松榮委員長 それでは、お諮りいたします。議案第1号につきましては、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

松榮委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、可決されました。

松榮委員長 では次に、日程第4「諸報告」であります。諸報告1「平成24年度成人式について」であります。事務局からご報告をお願いいたします。

社会教育室長
(岡野) それでは、去る1月14日に実施いたしました「平成24年度成人式」につきまして、ご報告申し上げます。

成人式は、文化会館で1,406名の対象者のうち895名、参加率にいたしまして63.66%で昨年度よりやや多い新成人の出席のもと、華やかな中にも平穩に開催できました。

第1部式典では、開会にあたり、東谷中学校3年森 春菜さんの国歌斉唱、大塩市長の式辞、松榮教育委員長の励ましの言葉をいただいた後、江見市議会議長、大串衆議院議員、杉田衆議院議員、加茂県会議員・越田県会議員から祝辞をいただくとともに、市議会議員や各種団体から40名を超えるご来賓をお迎えし、式典が執り行われました。

その後、「はたちの抱負」では、梁瀬 亮さん、山上 彩乃さんの2人から二十歳といった人生の節目を迎えてのはつらつとした抱負を語っていただきました。

第2部はたちのつどい(アトラクション)でございますが、昨年のジャパンカップ日本選手権中学校部門で優勝、高校インターハイで準優勝いたしました「梅花中学・高等学校チアリーディング部レイダース」の皆さんよる、華麗なテクニクの演技をしていただいたあと、ダイハツ工業株式会社協賛によるお楽しみ抽選会でiPad2台の抽選を実施しました。

お忙しい中ご出席いただきました松榮教育委員長をはじめ各委員の皆様、そして、応援をいただきました職員の皆様に心より感謝を申しあげまして、成人式の報告といたします。

以上でございます。

松榮委員長 ありがとうございました。
只今のご報告について、ご質問等はございませんでしょうか。

磯部委員 成人式参加者アンケートということで、今回は70名の方がアンケートに

答えてくださったようですが、どのようなタイミングでアンケートの記入をお願いなさっているのでしょうか。

社会教育室長
(岡野) 実は、アンケートは、今回初めて行いまして、以前から新成人の参加に当たっての意見をどのようにして反映するかということが、課題になっておったんですが、今年初めて行いました。今お配りしておりますプログラムと一緒にですね、アンケートを挟み込みまして、それで、皆さんに、当日、受付で配付させていただき、式典が終わったところで回収するという方法で行いました。

会場、ロビーの雰囲気はごらんになられたと思うんですけども、70名、約5%ですが、思ったよりたくさんの方が書いていただいたのかなあというふうに思っております。

以上でございます。

磯部委員 細かな話ですけども、筆記用具とかがあったりとか、書ける机はございましたか。せっかくなので、第2回目以降、もう少しアンケートの回収率がよくなっていけば、様々なご意見をいただけるだろうなあと思いました。この70名の方は、よく書いていただけたとは思っております。

社会教育室長
(岡野) 書く机とかですね、そのあたりは設定しなかったんですが、筆記用具については、小さいプラスチックの先に鉛筆の芯がついた、これぐらいの長さのものです、それを一人ずつ、アンケート用紙と一緒につけて配付させていただきました。

磯部委員 成人式ですけども、私は今回初めて参加をいたしました、アンケートに答えてくださった方の中でもご意見が一番多い、「新成人がうるさかった」というご意見に対して、対策というのは難しいですね。

社会教育室長
(岡野) 「成人式でよかったところをお書きください」質問4でもございますように、「チアリーディング」が非常によかったというところの次に、「友人の再会」というのが、どうしても参加者の関心の一番のところかなあというところがございまして、特にロビーでのそういう何か盛り上がりというんですか、そういうものが、毎年目立っておるようなのが現状でございます。

磯部委員 「はたちの抱負」の発表を拝聴して、とても感心しました。梁瀬さんも

そうでしたが、山上さんが、川西市役所でお勤めの方で、18歳からお勤めになったとのこと。お話しになっている内容がとてもすばらしかったと思います。市民の皆様の「ありがとう」という言葉を自分のやりがいに、もっともっと「ありがとう」と言っていたらいいように努力していきたいと、本当に立派な発言をなさっていて、どこの部署でどんなふうなお仕事を普段なさっているのかなあというのを想像しながら聞いておりました。皆さん、同じ役所で勤めていらっしゃると思いますので、ぜひお会いになったときに、とてもよかったということをお伝えいただければと思います。

社会教育室長
(岡野) 伝えさせていただきます。

松榮委員長 尾市さん、いかがですか。

尾市委員 去年も、私、申し上げたと思うんですけど、一応この成人式という「式」という字がついてる限りは、私の考えでは、最初に起立して、礼をするという、何かそういうイメージがあるんですが、成人式は、国歌斉唱が入ってからは、その国歌斉唱が入る前よりは随分皆さん静かになって国歌斉唱も歌ってくださるようになったんですが、「礼」というのはしないんでしょうか。

社会教育室長
(岡野) 過去から特に「起立」「礼」ということはやっておりませんが、ただ、新成人とは申しまして、一般の成人市民でございますから、そういった場合に、一般市民を対象とした催しの中で、「起立」「礼」というのが果たして他の式典で行っているものかどうか私は存じません。

尾市委員 私もよくわからないんですけど、その一般の方を対象にした式というのは、そういうことはしないものなんですか、私もその辺が少しわからないんですけど。

社会教育室長
(岡野) 私は、経験したことはございません。

尾市委員 そうなんですか。それは何か理由があるんでしょうか。学校の卒業式とかは、起立して、礼はしていなかったですか。

松榮委員長 しています。

尾市委員 していますね。その市立の中学校でそうやって式のとくに礼をしていたのに、成人式にしなくなるというのは何か意味があるのかなあって常々不思議でしようがなかったんですが、それはどうなんでしょう。

社会教育室長
(岡野) そのあたり、私もよくわかりませんが、やはり一つの学校の中での式典と全く一般市民対象にご参加いただいた式典との差があるのではないかという気はしておりますが、いかがでしょう。

尾市委員 私もよくわかりませんが。

教育振興部長
(泉) 社会通念上一般市民を対象に行われる式典、例えば、川西市であれば、市制何周年というような式典を行ったとしても、全員が起立をして、互礼をするという部分はなかるうなと思います。昨年から、前益満教育長の発案もあって国歌斉唱を入れましたけれども、県内でも国歌斉唱を成人式でやっているのは、3市町しかない。全国的にも非常に珍しい状況だろうと思います。

川西市はどうするのか、互礼を入れたらいかんということでもないだろうとは思いますが、なかなか通例としてはあまり聞かない行為かと思っています。学校教育の場合には、どうしてもいわゆる学習指導要領の中の一つとして実施をしますので、授業の始まる前、後にも起立して、お互いに礼をするというのが一つの流れの中にございますのでやっておりますけれども、一般の市民の皆様を集めての会の中での号令に合わせての互礼というのは、なかなかない。そのかわりに、開会の辞をもって会を始めるとというのが通例かと思っています。

尾市委員 わかりました。

松榮委員長 川西市の場合は、国歌斉唱までいけたところが非常にいいところ、そこまでできているということでご理解いただいたらいかがでしょう。

尾市委員 はい、わかりました。

松榮委員長 加藤先生、いかがでしょう、成人式に関しては。

- 加藤委員 今年は何も事故はなしですか。去年は、アルコールを飲んで倒れた人がいたという話を聞きましたが。
- 社会教育室長 (岡野) 特に事故等ございませんでした。ただ、解散時にですね、一部、もうほとんど一般の新成人が帰られた後に、駐車場で盛り上がっているグループがございましたが、特に警察を呼ぶまでももなく、解散いたしました。
- 教育振興部長 (泉) 今回は、もう職員には、無理をして静止をするなど、すぐに警察を呼べというふうに指示をいたしました、始まる前に。
- 松榮委員長 ありがとうございます。
私から2点。まず、不参加者の方が3割強おられるんですけど、この中の1割か、何割かの方は、女性方が着飾って来ておられますけども、それに対応できない、所得の問題でね、保護者の所得ないしは本人の所得の問題で、着物ないしは晴れ着が手当てできなくて遠慮されている方もあるかなあと思うんですね、そういう方々に対する配慮ということは、今後は何か考えておられますか。
- 社会教育室長 (岡野) 特に今のところ考えておりませんが、過去に、川西市で行ったものかどうかわかりませんが、必ずしも晴れ着とかですね、そういうものにこだわりのないようにと、何か出されたようなところがあるというふうなことを聞いております。
ただ、今年、ちょっと成人式入場者一覧表ということで、過去昭和49年から表をつけておるんですけども、私、ずっと社会教育ですので、成人式は、主担当でないにしても手伝いには行っていたんですが、やっぱり昭和49年、50年ぐらいに比べると、晴れ着の率はかなり高くなっているのではないかなと。もう少し普通のスーツを着た女性とかですね、もっと多かったような気が、その数では言うのは難しいですが、そう思うんですけど、最近、特に何か晴れ着の比率が高いのかなあという気がしております。
- 松榮委員長 一つの方法としてね、市長さんないしは、そのときの様子をね、来らあれなかった方に何か「おめでとう」という言葉を添えてお贈りするということも一つの方法ではないかと思っているんです。その服装については、これはもう我々からどうこうできないと思うんですけどね、そういう配慮ぐらいは、郵送料は必要かもわかりませんが、今後また余力が

あれば、させていただいたらどうかと意見として申し上げておきます。

社会教育室長
(岡野) 今回、成人式に当たりましては、市内在住の二十歳を迎えられた方に、まず、11月の終わりぐらいにですね、今回の成人式への招待状ということで、各個別に一応配付のほうはさせていただいております。

松榮委員長 　またそういう配慮も今後必要になってくるかなあとということで、ご理解いただいております。

　もう1点は、国会議員の方が2名も来ていただいているんですが、これは何か特別な理由があるのかと思ひまして、周辺諸都市も同時に開催されていると思うんですけども、他へ行かないで、川西だけに来てくださったのかと思ひまして、何か理由があったのですか。

社会教育室長
(岡野) 　選挙がございまして、そのあたり、対象の方も変わったわけで、担当としても、来ていただけるものなのか、来ていただく時間帯がはたまたいかなるものかというのを考えておったんですけども、お二人の国会議員さんとも、式典、当初の時間に間に合った形で、壇上に上がっていただいたということで、あの時間帯で来られて、おられたということは、多分川西市にしか来られてないのではないかなあと思っております。以前は、途中から、式典の後半ぐらいに毎年来られていたということがございました。

松榮委員長 　個人的な都合で来ていただいていると、お気持ちで来ていただいているというように解釈したらよろしいんですね。

教育振興部長
(泉) 　来年は、どちらかへ行かれる可能性はあるかもわかりません。年次によって回られる可能性はあるかなと思ひます。

松榮委員長 　わかりました。
ほかによろしゅうございますか。

(「はい」の声)

松榮委員長 　ご報告ありがとうございました。

松榮委員長 　それでは、本日の議事はすべて終わりました。
次回の定例教育委員会は、2月21日(木)午後2時から、庁議室にお

いて開会いたします。

松榮委員長

これをもちまして、第1回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れ様でございました。

[閉会 午後2時56分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成25年2月21日

署名委員 尾市 雅子 ⑩

磯部 裕子 ⑩